

論文和文要旨	
論文題目	高坂正堯・永井陽之助と日本的現実主義の岐路—安全保障国家の時代における戦後知識人
氏名	バルガス ロドリゲス ロヘリオ

本論文は、戦後日本における現実主義の先駆的論者であった高坂正堯（1934-1996）と永井陽之助（1934-2008）を取り上げ、冷戦期における両者の安全保障観の思想的展開を検討する。とりわけ 60 年代には、彼らが中立主義論争に対する対抗軸として日米安全保障条約を日本の安全を支える基盤と位置づけていた点に注目する。その後、80 年代に入ると、いわゆる「軍事的リアリスト」潮流の台頭を背景に、両者の思索は次第に異なる方向へと歩み始めた。本論文は、彼らの著作群を手掛かりに、戦後日本が直面した根本的課題、すなわち、軍事的リアリストが主張したようにアメリカ型の“普通の国”たる安全保障国家（national security state）へと移行すべきか、それとも永井が後に「モラトリアム国家」と呼んだ戦後日本固有の在り方を維持すべきか——を考察する。

この問題の背景には、個人の安全と国家の安全のあいだにある社会契約的緊張が横たわる。ヨーロッパの思想的伝統に深く影響を受けた高坂と永井は、アメリカの安全保障国家イデオロギーを戦後日本の文脈で読み替える役割を担った。その過程で、保守的リベラルの色彩を帯びつつ、国際的相互依存を戦後日本の構造的前提として受け止める独自の日本的現実主義の輪郭を形づくった。

本論の理論的枠組みは、欧米モダニティに由来する。トマス・ホッブズは、人間が「自然状態」を脱するには主権権力への服従が不可欠だと論じたものの、統治者と被統治者のあいだにある階層的関係を最終的に解消しなかった。これに対し、リベラル派の思想家バルーフ・スピノザは、国家の役割を国家の自らの安全の担保よりも個人の権利の保護に見出した。ナチ体制を支えた法学者カール・シュミットはこの理解を批判し、ホッブズを「カテコン」、すなわち破局を食い止めつつ救済を先延ばしにする存在として再解釈したうえで、ホッブズが決断主義的主権を擁護しながらも、その自己解体の道をスピノザに開いたと結論づけた。シュミットはホッブズの議論を「保護するがゆえに拘束する（protego ergo obligo）」という命題に要約し、リベラル・モダニティに対する防壁として国家の安全保障を優先する立場から、現実主義を再確認したのである。

シュミットの思考は、ナチズム台頭後にアメリカへ亡命したハンス・モーゲンソーをはじめとするワイマール期の学者たちを通じて、戦後アメリカの政治理論に浸透していった。アメリカでは、古典的現実主義を築いたモーゲンソーの理論が、強力な行政府を重んじるハミルトン主義や、ニューディール期に顕著となった国家機能強化の技術官僚的志向と結び付けられ、民主的手続きを後景へ退けてでも「有事への備え」(preparedness)を最優先とする倫理を軸に据えた枠組みが形成された。真珠湾攻撃は、備えの欠如がもたらす脆弱性を痛烈に示し、この傾向をさらに押し固めた。アメリカの1947年国家安全保障法は、定義すら定まっていない「国家安全保障」の名の下に国防省、国家安全保障会議や中央情報局といった諸機関を整備し、例外的な権限を付与された「安全保障国家」を事実上創設することになった。この体制は、国家の戦略的利益とリベラル・デモクラシーの価値との間に持続的な緊張を生み出す一方、ソ連という専制的な競争相手との対抗のなかで、アメリカ自身が「兵営国家(garrison state)」へ傾斜する事態を避けようとする試みでもあった。こうした経緯を経て、冷戦期は両超大国が安全確保を最上位の原理として行動した時代、すなわち「安全保障国家の時代」として捉えられる。

戦後日本は、戦時期の「国防国家」の記憶、憲法九条、そして強い反戦感情という特異な社会的かつ歴史的状況を抱えており、アメリカ型の安全保障モデルを全面的に採用しうる条件を欠いていた。日本政府は日米安全保障条約を締結し、1960年には大規模な反対運動の渦中でこれを改定したものの、政府は経済成長を最優先とし、安全保障をアメリカの戦略的優先事項への従属によって事実上周縁化する姿勢を取った。この依存関係は、国内の対立を抑えるうえでは一定の効果を持ったが、日本の安全保障の基本方針を外部要因に委ねる結果をもたらした。高坂と永井が60年代に「戦略的現実主義」を構想したのは、まさにこの外圧と国内的平和志向とのあいだに生じた緊張に応答するためであった。

坂本義和が唱えた「中立日本」構想に対して、高坂と永井は批判的な立場を取り、「吉田ドクトリン」を支持しつつ、日米同盟と軽武装路線を結び付けて論じた。彼らの基本的な関心は、安全保障問題を政治的対立の次元から切り離し、地域的なパワーバランスの要請として整理し直す点にあった。日本の「半主権」的性格は核時代における非核保有国の標準的あり方として正当化されうる一方で、日本を西側陣営における海洋貿易を基盤とする「通商国家」として位置づける発想は、ナショナリズムや国威の発露の場を提供すると同時に、再軍備の拡大や自立路線よりも経済的安定を優先する保守本流の共通認識を体現していた。

この「戦略的現実主義」に正面から異議を唱えた最初の勢力が、小田実を中心とするベトナム反戦運動「ベ平連」であった。小田は「被害者＝加害者」というメカニズムを提示し、安保条約の下で米国の庇護を受け入れること自体が、日本社会をベトナムでの暴力へ構造的に関与させていると批判した。ベ平連は、シュミットの現実主義的思想が述べる「保護するがゆえに拘束する」という国家原理に対抗して、あらためて「個人原理」を擁護しようとしたのであり、高坂・永井ら日本的現実主義者の構想が内包する戦後民主主義上の問題点を鋭く指摘した。ベ平連は、安全保障が依然として倫理的かつ政治的な争点であるという事実を、社会に向けて強く訴えかけたのである。

とはいえ、保守本流を最も大きな圧力にさらされたのは、70年代から80年代にかけての右傾化の潮流のなかであった。1973年の石油危機、デタントの崩壊、「新冷戦」期に再び強調された「ソ連の脅威」といった要因は、アメリカの負担分担要求と相まって、日本の防衛論議を大きく揺さぶった。この時期、江藤淳、福田恆存、清水幾太郎らは、日本独自の安全保障像をロマン主義的かつ自給自足的な形で主張し、いわば「日本型ゴーズム」を展開した。他方で、岡崎久彦に代表される新たな「軍事的リアリスト」たちは、ソ連の脅威に対応するため、日米同盟の枠内で情報優位に立つ軍事力の強化を進めるべきだと提唱した。

高坂の思想は、この時期に変化し始めた。大平正芳の下で「ブレーン」を務めた高坂は、1980年の「総合安全保障戦略」を起草し、軍事・経済・エネルギーを統合した、日本を「通商国家」と位置づけるにふさわしい安全保障構想を提示した。ところが、鈴木善幸政権期における同戦略の不十分な運用を目の当たりにし、日本の指導層の軍事的安全保障感覚が歪んできたとの認識を深めた。この傾向は、日本の国際秩序の変動に的確に応じる能力を損なうものだと彼は判断したのである。その後、中曽根康弘とともに総合安全保障概念を再検討する作業に携わるなかで、高坂は軍事力の比重をより大きく位置づける方向へと引き寄せられていった。湾岸戦争を経て、彼はこの見解を戦後日本の「普通の国」化の議論と結び付けることで、軍事的リアリストに近づいていった。

これに対し、永井は戦後日本の歩みを積極的に評価し、自らの「政治的リアリスト」の立場を日本型ゴーズムや軍事的リアリストの双方と明確に区別した。永井は、彼らが誇張されたソ連の脅威認識に依拠し、戦後日本という国が抱える「自信の危機」を「国家安全保障」を口実にして利用し、自らの政策正当化の手段とする点を厳しく批判した。彼の見立てでは、「普通の国」をめざす進路は、アメリカで安

全保障国家の専制化を緩和してきた政治神学的・歴史的条件を欠くがゆえに、日本に「グロテスクな」安全保障国家をもたらす危険をはらんでいた。永井はアメリカの事例そのものを不安定なものとし、同国が国家安全保障への関心の拡張を通じて自ら「自信の危機」に陥ったことを重視した。その観点からすれば、日本の安全保障国家の成立は、戦後の繁栄を可能にした国際的相互依存を揺るがしかねない。だからこそ彼は、吉田ドクトリンを、文明としての戦後日本にとって最も理にかなった進路として擁護した。彼によれば、戦後日本が「モラトリアム国家」として歩んできたことは、独自の生活様式を守り、国家安全保障イデオロギーが社会へ浸透することを防ぐ働きを果たしてきたのである。

本論文は、永井と岡崎の論争を、日本における現実主義という思想の行方をめぐる争点として位置づけることで結びとした。いわゆる客観的に戦略的合理性を基軸とする岡崎は、永井の「モラトリアム国家の防衛論」を抽象的で非現実的で批判した。岡崎は、新冷戦におけるアメリカの要求を最優先し、技術官僚主導の「普通の国」像を積極的に推進した。それに対し永井は、戦後体制の規範的かつ国内政治的な制約に根ざした枠組みを擁護し、その枠組みに依然として確かな国民的支持が存在すると信じていた。

軍事的リアリストは、旧来の政治的リアリストが保持していた親米的姿勢を継承しつつ、国内的制約への配慮を切り捨てることで正統性を得た。彼らは慎重さに代えて脅威認識を増幅し、「国家安全保障」を中核とする指導イデオロギーを言説装置として用い、国民に対し、戦後の生活様式をみずからその保全という逆説的名目の下で放棄させようと企図したのであろう。

こうした転換に抗した永井陽之助は、戦後日本における「カテコン」として機能したと言える。すなわち、文明としての戦後日本の基層を崩壊から守ると同時に、自立した安全保障国家の登場を可能な限り先送りする抑制力となったのである。その抵抗によって、かつて独自の姿をもっていた日本の現実主義の最後の拠点が示されることとなった。それは、安全保障国家の時代によって形づくられる一方で、過剰で技術官僚的な安全保障化に対する批判精神によって支えられた伝統でもあった。戦後日本における現実主義が迎えたこの岐路を検討することで、本論文は日本が「普通の国」へと向かうという目的論的なナラティブに疑問を投げかける。むしろ、日本の現実的な進路をめぐる思想的対決の帰結として、「普通」とは何かをめぐる争いがいかに展開されたのかを描き出すことを目指した。